

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年五月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年五月二十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

春日部久喜線	路線名
南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原一三七 三番一地从ら同郡同町大字和戸字沖 後一五一六番五地先まで	供用開始の区間
平成三十年五月二十二日	供用開始の期日
平成二十三年三月二十五日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長 一一五・九六メートル	備考